

## 令和7年度 住宅

# 耐震診断費・耐震改修費等 補助事業のご案内

受付期間：令和7年5月1日（木）～5月30日（金）

\* 市役所の開庁日

受付時間：9時～16時（12時～13時をのぞく）

※受付期間内に募集戸数を超えた場合、抽選を行うことがあります。



千葉市では、市民の皆さんが安心・安全に暮らせるよう、耐震診断、耐震改修工事や除却工事をこれから行う方に費用の一部を補助します。申請前に着手した場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。



千葉開府900年

千の葉に 時を刻んで 900年

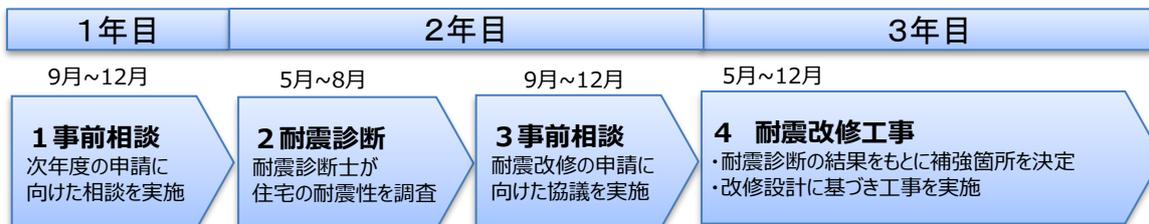
建 築 指 導 課

# 工事までの流れ

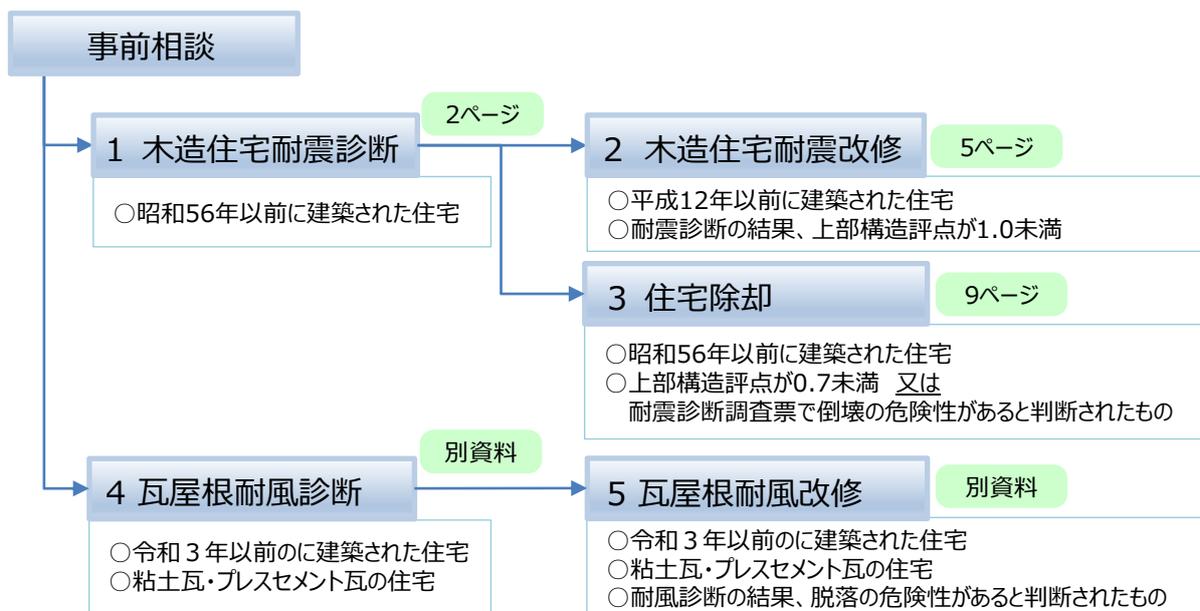


## 1 耐震改修工事までの流れ

耐震改修工事をするには、耐震診断をし、診断結果に基づいて耐震改修設計を行い、設計に基づいて耐震改修工事を行うという過程が必要です。



## 2 補助の要件(簡易確認)



## 3 補助金説明会・事前相談

千葉市では、耐震関連補助事業(耐震診断・耐震改修・住宅除却、耐風診断・耐風改修)について、次年度に補助金を申請したい方を対象とした【説明会】の他、個別の【事前相談(補助に関すること)】も実施しておりますので、あわせてご利用ください。

○ 制度説明会：9月~12月 月1回 (開催日は市政だより等でお知らせいたします)

○ 事前相談：9月~12月 9時~16時 (12時~13時をのぞく)

※ご自身の住宅に対する相談(技術的な相談)は、無料の建築士相談をご利用ください。

(14ページ目参照)



# 耐震診断

受付期間

5月1日(木)～5月30日(金)

(土日祝日を除く 9時～16時)

募集戸数

6戸 (募集数を超えた場合は抽選)

## 1 耐震診断とは

■ 耐震診断は2種類の実施方法があります。

診断方法	一般診断法	精密診断法
目的	耐震改修工事の必要性を判断	耐震改修工事の必要性を判断 耐震改修設計を行うための診断
経費	安い	高い
実施方法	目視や設計図面等により確認 屋根裏・床下などの確認をすることもある	一般診断法の実施方法に加え、細部を調査するため、壁を剥がして確認することもある
診断結果	簡易的な耐震性を判断する	より正確な耐震性の判断ができる
その他	耐震改修工事の補助金を受ける場合には、精密診断法の診断書が必要となります	

※耐震診断は一般財団法人日本建築防災協会発行のテキスト「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて、地震に対する住宅の耐震性能を診断するものです。

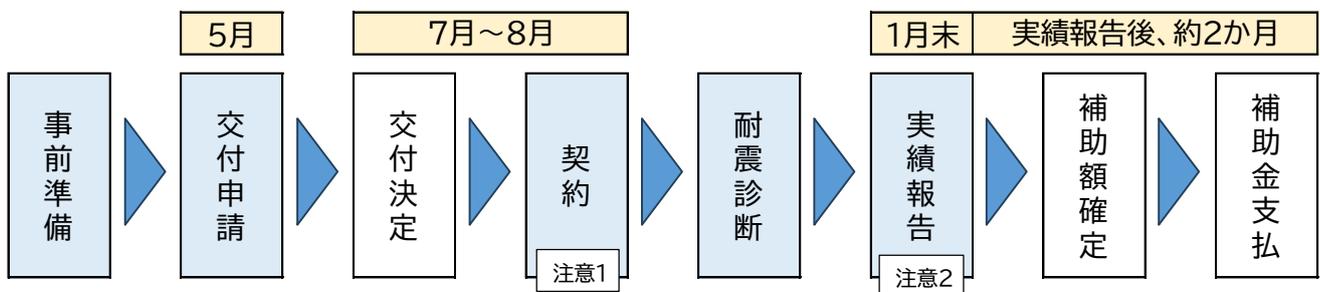
■ 耐震診断の結果は次のように示されます。

判定値(上部構造評点)	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い



上部構造評点が1.0未満の住宅は、耐震改修工事に係る補助の対象となります。

## 2 実施スケジュール



注意1 契約は、市から「交付決定」が通知された後に行う。(「交付決定」前に契約した場合は補助できません)

注意2 実績報告は当該年度の1月末までに行う。(期限を過ぎると補助できない場合があります)

### 3 補助の条件



#### ■ 申請者の要件 次のすべての要件に該当すること

- 補助対象住宅の所有者（所有者が複数いる場合は全員の同意が必要）
- 市税の滞納がないこと（千葉市に住む所有者全員）

#### ■ 住宅の要件 次のすべての要件に該当すること

- 昭和56年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された木造住宅であること
- 在来の軸組工法(骨組が柱と梁)の一戸建てで、2階以下のものであること
- 所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族が居住していること
- 過去に、同様の補助を受けていないこと

- ・所有者が補助対象住宅に居住していない場合、居住者の同意が必要です。
- ・兼用住宅(住宅部分が過半のものに限る)も対象となります。
- ・都市計画法又は建築基準法に違反している住宅及び土砂災害防止法第9条に基づき、指定された区域(レッドゾーン)にある住宅は対象外です。
- ・混構造(一部鉄骨等を使用している建物など)、スキップフロア、ツーバイフォーなどは対象外です。

#### ■ 耐震診断を行う者(診断者)の要件 次のいずれかに該当すること

- 千葉市木造住宅耐震診断士\*
- 新築時の設計又は監理をした建築士事務所の建築士で、木造住宅耐震診断講習会を受講した者
- 新築時の設計又は監理をした建築士で、木造住宅耐震診断講習会を受講した者

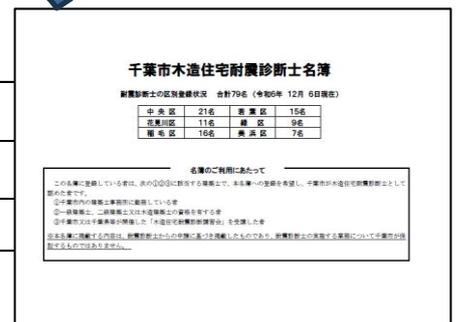
#### \*千葉市木造住宅耐震診断士とは

市内の建築士事務所に勤務する建築士で、木造住宅耐震診断講習会を受講し、千葉市に登録している者です。

木造住宅耐震診断士の名簿は、建築指導課の窓口及びホームページ、各区役所総務課(稲毛区は地域づくり支援課)の窓口で提供しています。

#### 【千葉市木造住宅耐震診断士名簿の見方】

登録番号 111	耐震 太郎(たいしん たろう)				
業務を依頼する際の電話番号 043-245-5836					
二級建築士 登録番号 第9999号 平成3年1月1日登録					
建築士事務所	株式会社 建築指導課				
	所在地:千葉市中央区千葉みなと1-1				
	電話番号:043-245-5836				
	◎本業務 ○実施業務	設計		施工	
	新築	増改築 (耐震含む)	新築	増改築 (耐震含む)	
	意匠	構造	木造住宅	その他	
	◎	○	◎	○	



耐震改修ができる事務所か否か

## 4 補助額

耐震診断に要する費用の5分の4。ただし、9万6千円が限度。

## 5 交付申請時の提出書類

入手先	書類の名称	
市	<input type="checkbox"/>	千葉県木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(様式第1号)
申請者(市)	<input type="checkbox"/>	建築確認済証の写し又はそれに代わるもの(建築計画概要書等)
申請者	<input type="checkbox"/>	住宅の平面図(建物の規模、間取り等がわかるもの)
診断者	<input type="checkbox"/>	診断費の見積書又はその写し
	<input type="checkbox"/>	診断者の資格を証する書類(千葉県木造住宅耐震診断士以外に依頼する場合のみ)
法務局	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(建物)
区役所等	<input type="checkbox"/>	住民票の写し(補助対象住宅に居住している申請者のもの)*1
	<input type="checkbox"/>	滞納無証明書(千葉市に居住している所有者全員のもの)*1
—	【手続きの代行を行う場合】	
	<input type="checkbox"/>	手続代行届 (HPに参考書式あり)
	【補助対象住宅の所有が共有の場合】	
	<input type="checkbox"/>	同意書(申請者以外の共有者全員のもの) (HPに参考書式あり)
	【補助対象住宅に申請者が居住していない場合】	
	<input type="checkbox"/>	同意書(補助対象住宅に居住している全員のもの) (HPに参考書式あり)
	<input type="checkbox"/>	住民票(申請者の配偶者又は一親等の親族のもの)*1

\*1 個人情報確認同意書(別記様式第1号)の提出により省略できます。

## 6 実績報告時の提出書類

提出期限: 1月末日

入手先	書類の名称	
市	<input type="checkbox"/>	千葉県木造住宅耐震断費補助事業実績報告書(様式第10号)
	<input type="checkbox"/>	千葉県木造住宅耐震断費補助金交付請求書(様式第12号)
診断者	<input type="checkbox"/>	耐震診断報告書(現状)
	<input type="checkbox"/>	現地調査の写真(建物の全景、調査状況がわかるもの)
申請者	<input type="checkbox"/>	耐震診断の契約書の写し
	<input type="checkbox"/>	耐震診断の領収書の写し
	<input type="checkbox"/>	振込依頼書(申請者と同じ名義の銀行口座に限る) (HPに参考書式あり)

# 耐震改修

受付期間

5月1日(木)～5月30日(金)

(土日祝日を除く 9時～16時)

募集戸数

19戸 (募集数を超えた場合は抽選)

## 1 耐震改修工事とは

■ 耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」と判断された木造住宅について、耐震性を向上させるための工事です。

なお、補助金の対象となる工事は、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上となるように改修する工事をいいます。

(補強計画図等の作成にあたっては、精密診断法による精密診断が必要です。)

■ 耐震改修における補強方法には、次の4種類などがあります。

壁の補強

接合部の補強

基礎の補強

屋根等の軽量化

(注意) 工事の補助対象となるのは、耐震性能を向上させる工事とそれに伴う工事です。リフォーム工事や仕上げ材のグレードアップ工事などは補助対象外です。

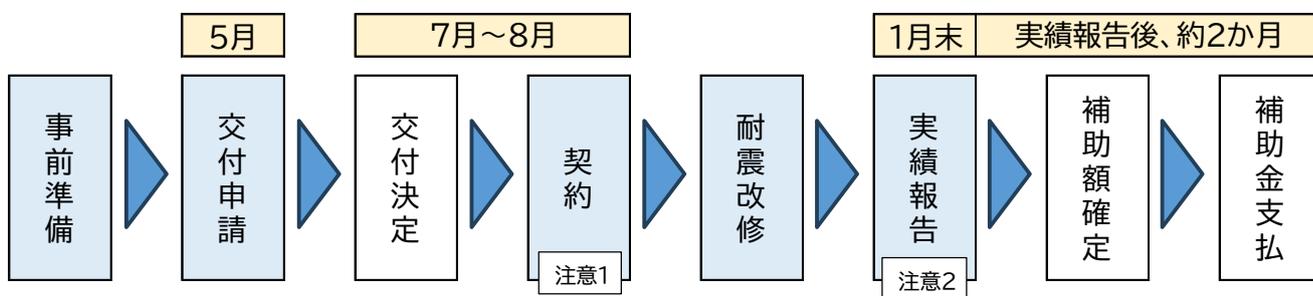
(二段階耐震改修工事)

上部構造評点が0.7未満の住宅を、工事を二回に分け実施し、1.0以上とする工事です。

一回目の工事で住宅全体の上部構造評点を0.7以上又は1階の上部構造評点を1.0以上とし、

二回目の工事で住宅全体の上部構造評点を1.0以上とします。

## 2 実施スケジュール



注意1 契約は、市から「交付決定」が通知された後に行う。(「交付決定」前に契約した場合は補助できません)

注意2 実績報告は当該年度の1月末までに行う。(期限を過ぎると補助できない場合があります)

住みの耐震改修を行うと  
**固定資産税の減免・所得税の特別控除** が受けられます。  
申請前に事前に確認しましょう

【手続の流れ】

耐震改修の実施 → 耐震改修証明書を入手※ → 固定資産税の減額 (工事完了後3か月以内に各市税事務所へ申告) → 所得税の特別控除 (耐震改修をした年分の確定申告時各税務署へ申告)

※耐震改修証明書は、千葉市耐震改修補助金の申請時にご相談ください。

**固定資産税**

各市税事務所資産税課

- ・中央区、若葉区、緑区に住宅を所有  
⇒ 東部市税事務所 資産税課家屋班 (若葉区役所内) ☎ 043-233-8145
- ・稲毛区、花見川区、美浜区に住宅を所有  
⇒ 西部市税事務所 資産税課家屋班 (美浜区役所内) ☎ 043-270-3145

**所得税**

管轄の税務署 (町名で税務署が異なります)

- ・東税務署 ☎ 043-225-6811
- ・西税務署 ☎ 043-274-2111
- ・南税務署 ☎ 043-261-5571

### 3 補助の条件

#### ■ 申請者の要件 次のすべての要件に該当すること

- 対象住宅の所有者（所有者が複数いる場合は全員の同意が必要）
- 市税の滞納がないこと（千葉市に住む所有者全員）

#### ■ 住宅の要件 次のすべての要件に該当すること

- 精密診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること  
（二段階耐震改修工事の場合は、0.7未満）
- 平成12年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された木造住宅であること  
（二段階耐震工事の場合は、昭和56年5月31日以前）
- 在来の軸組工法（骨組が柱と梁）の一戸建てで、2階以下のものであること
- 所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族が居住していること
- 過去に同様の補助を受けていないこと

- ・所有者が対象住宅に居住していない場合、居住者の同意が必要です。
- ・兼用住宅（住宅部分が過半のものに限る）も対象となります。
- ・都市計画法又は建築基準法に違反している住宅及び土砂災害防止法第9条に基づき、指定された区域（レッドゾーン）にある住宅は対象外です。
- ・混構造（一部鉄骨等を使用している建物など）、スキップフロア、ツーバイフォーなどは対象外です。

#### ■ 耐震改修工事を行う者（施工者）の条件 次のいずれかに該当すること

- 千葉市内に本店、支店、営業所等を開設している者等  
※ただし、工事費が500万円以上の場合は、建設業法の許可を受けた者に限る。
- 補助対象住宅の建設工事を請け負い、新築又は増築した者

### 4 補助額

工事費の5分の4。ただし、115万円が限度。  
（二段階耐震改修工事の場合は段階ごとに57.5万円が限度）

## リ・バース60（耐震改修利子補給制度）のお知らせ

【リ・バース60】で融資の申込を行い、千葉市の耐震改修補助金を利用すると

借入申込時に**70歳以上**の方はご存命中  
**月々の支払ゼロ**で、  
自宅の耐震改修工事が可能になります！



#### お問い合わせ



住まいのしあわせを、ともにつくる。  
**住宅金融支援機構**

【リ・バース60】ダイヤル **0120-9572-60**（通話無料）  
営業時間 9:00～17:00（土日、祝日及び年末年始を除きます）

## 5 交付申請時の提出書類

入手先	書類の名称		
市	<input type="checkbox"/>	千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(様式第1号)	
申請者(市)	<input type="checkbox"/>	建築確認済証の写し又はそれに代わるもの(建築計画概要書等)*1	
診断者	<input type="checkbox"/>	耐震診断(精密)報告書の写し(工事前) *1	
	<input type="checkbox"/>	精密診断に係る現地調査の写真*1*2	詳細は次ページ
	<input type="checkbox"/>	耐震診断(精密)報告書(補強計画)	詳細は次ページ
	<input type="checkbox"/>	耐震改修工事一覧表	詳細は次ページ
	<input type="checkbox"/>	耐震改修工事前後の平面図(間取り等がわかるもの)	詳細は次ページ
	<input type="checkbox"/>	詳細図(使用する材料や仕様などがわかるもの)	詳細は次ページ
	<input type="checkbox"/>	診断者の資格を証する書類(千葉県木造住宅耐震診断士以外に依頼した場合のみ)	
改修者	<input type="checkbox"/>	工事費の見積書又はその写し	詳細は次ページ
	<input type="checkbox"/>	改修者の資格を証する書類(建築業法の規定に基づく許可証等)	
法務局	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(建物) *1	
区役所等	<input type="checkbox"/>	住民票(補助対象住宅に居住している申請者のもの) *3	
	<input type="checkbox"/>	滞納無証明書(千葉県に居住している所有者全員のもの) *3	
—	【手続きの代行を行う場合】		
	<input type="checkbox"/>	手続代行届 (HPに参考書式あり)	
	【補助対象住宅の所有が共有の場合】		
	<input type="checkbox"/>	同意書(申請者以外の共有者全員のもの)(HPに参考書式あり)	
	【補助対象住宅に申請者が居住していない場合】		
	<input type="checkbox"/>	同意書(補助対象住宅に居住している全員のもの)(HPに参考書式あり)	
<input type="checkbox"/>	住民票(申請者の配偶者又は一親等の親族のもの) *3		

\*1 同一年内に耐震診断の補助を受けている場合は省略できます。

\*2 調査ごとの写真、既存の平面図を合わせて提出すること。

\*3 個人情報確認同意書(別記様式第1号)の提出により省略できます。

## 6 実績報告時の提出書類

提出期限: 1月末日

入手先	書類の名称	
市	<input type="checkbox"/>	千葉県木造住宅耐震改修費補助事業実績報告書(様式第10号)
	<input type="checkbox"/>	千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付請求書(様式第12号) *
	【代理受領制度利用の場合】	
	<input type="checkbox"/>	千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付請求書(様式第12号の2) *
改修者	<input type="checkbox"/>	代理請求及び代理受領委任状(別記様式第7号)
	<input type="checkbox"/>	工事写真(改修前後の写真・工事中の写真・材料の写真)
申請者	<input type="checkbox"/>	工事の契約書の写し
	<input type="checkbox"/>	工事の領収書の写し
	<input type="checkbox"/>	振込依頼書(申請者と同じ名義の銀行口座に限る)(HPに参考書式あり)

\* 代理受領の場合は「様式第12号」に変えて「様式第12号の2」を提出する。

**注意** 交付決定後、補強内容等に変更が生じる場合は、事前に建築指導課へご連絡ください。

## 7 設計者向け 交付申請時の提出書類について

### ○ 現地調査の写真について

- ・全景、基礎、外壁、各部屋、床下、天井裏等を撮影すること
- ・確認した筋交等については、リボンテープ等を沿えて寸法が確認できるように撮影すること
- ・既存図面と整合が取れない又は既存図面が無い場合は、全数実施調査を行うこと
- ・その他、鉄筋センサー、シュミットハンマー等、診断に必要なデータを収集した際の写真を撮影すること
- ・撮影した写真に付番し、調査した箇所を既存平面図に落とし込むこと

### ○ 精密診断報告書について

- ・診断ソフトを使用する場合は、(財)日本建築防災協会の認定を受けたものであること
- ・耐震診断士の氏名があること
- ・精密診断法であること

### ○ 改修一覧表について

- ・改修一覧表とは、階別、部位別に、改修する箇所数及び使用材料が明記されているもの

#### 【参考】

階	部位	改修の種類	個所数	材種	
1	居間	壁補強 筋交い	2	筋交い90×30、筋交い金物	A
1	和室	壁補強 筋交い	2	筋交い90×30、筋交い金物	B
		壁補強 合板+筋交い	2	構造用合板、筋交い90×30、筋交い金物	
2	洋室(北)	壁補強 合板	2	石膏ボード	C
2	洋室(南)	柱金物補強	4	柱頭柱脚金物	D
基礎	基礎	基礎補強	1	基礎補強材(〇〇)	E
屋根	全面	葺き替え	〇〇㎡	〇〇〇葺	

### ○ 平面図について

- ・平面図とは、改修箇所及び改修方法等が明記してあるもの
- ・設計者の氏名があること

### ○ 詳細図について

- ・詳細図とは、使用する材料、仕様及び取り付け位置等が明記、図示されているもの  
(参照)2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法 指針と解説編 P135、P136
- ・使用する材料や仕様などがわかる製品の評価書やカタログでも可

### ○ 見積書について

- ・申請者名、見積書の作成日、社名を記載すること
- ・改修一覧表の内容と見積書の内容を一致させること
- ・家具又は備品等の移動又は撤去等に要する費用は補助の対象外のため見積書から除くこと

#### 【参考】

仕様	個所数	金額	
1階 居間 壁補強 筋交い	2か所	100,000	A'
1階 和室 壁補強 合板	2か所	100,000	B'
2階 洋室(北) 壁補強 合板	2か所	100,000	C'
2階 洋室(南) 壁補強 筋交い	1か所	50,000	D'
基礎(基礎補強)	一式	200,000	E'
屋根(全面葺き替え)	〇〇㎡	400,000	
処分費	一式	50,000	
作業費(足場組立、エアコン取り外し等)	一式	700,000	
一般管理費(設計費含む)	一式	140,000	
計(税抜き)		1,840,000	

# 住宅除却

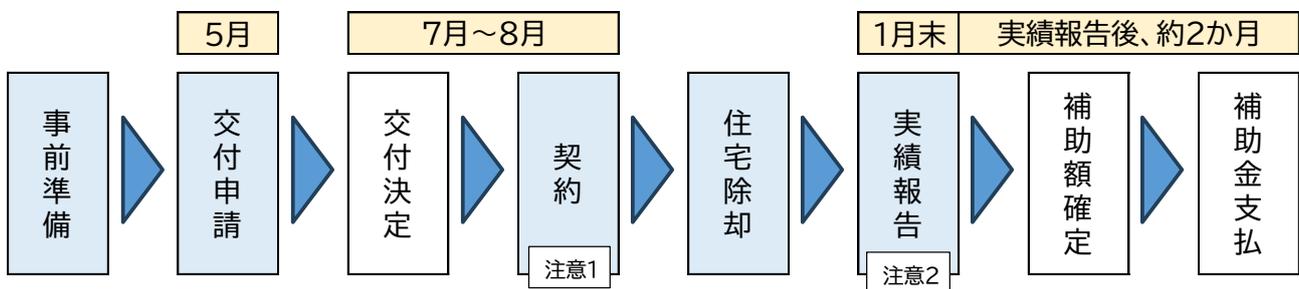
受付期間 5月1日(木)～5月30日(金)  
(土日祝日を除く 9時～16時)

募集戸数 2戸 (募集数を超えた場合は抽選)

## 1 住宅の除却とは

- 耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」住宅について、建物をすべて解体し除却する工事です。
- 木造住宅の場合、耐震診断に加え申請者が自ら実施する「耐震診断調査票」で倒壊の可能性があると判断された場合も対象となります

## 2 実施スケジュール



注意1 契約は、市から「交付決定」が通知された後に行う。(「交付決定」前に契約した場合は補助できません)

注意2 実績報告は当該年度の1月末までに行う。(期限を過ぎると補助できない場合があります)

## 3 補助の条件

### ■ 申請者の要件 次のすべての要件に該当すること

- 補助対象住宅の所有者 (所有者が複数いる場合は全員の同意が必要)
- 市税の滞納がないこと (千葉市に住む所有者全員)

### ■ 住宅の要件 次のすべての要件に該当すること

- 昭和56年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された木造住宅であること
- 耐震診断の結果、木造住宅の場合は上部構造評点が0.7未満又は「耐震診断調査票」で倒壊の危険性があると判断されたもの。  
非木造住宅の場合は、構造耐震指標Is値が0.3未満であるもの
- 過去に、同様の補助を受けていないこと

- ・兼用住宅(住宅部分が過半のものに限る)、共同住宅、長屋も対象となります。
- ・都市計画法又は建築基準法に違反している住宅は対象外です。
- ・法人の方は対象外です。

### ■ 除却工事を行うもの(施工者)の要件 次のいずれかに該当すること

- 千葉市内に本店、支店、営業所等を開設している者で、建設業法の土木工事、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者
- 千葉市内に本店、支店、営業所等を開設している者で建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けた者



## 4 補助額

**工事費の23%。**ただし、**20万円**が限度。  
(密集住宅市街地の場合は**30万円**が限度。)

表1 密集住宅市街地一覧

No	地区名	No	地区名
1	院内2丁目・道場北1丁目地区	8	道場南1・2丁目地区
2	旭町・亀井町地区	9	穴川2・3丁目地区
3	亀井町地区	10	稲毛東5丁目地区
4	葛城2・3丁目地区	11	検見川2・3・5丁目地区
5	椿森1丁目地区	12	幕張町1・2・3・4丁目地区
6	椿森3丁目地区	13	稲毛2・3丁目地区
7	弁天2丁目地区		

※ 密集住宅市街地に該当するかの確認は、建築指導課までお問い合わせください。

## 5 交付申請時の提出書類

入手先	書類の名称
市	<input type="checkbox"/> 千葉市住宅除却費補助金交付申請書(様式第46号)
申請者(市)	<input type="checkbox"/> 建築確認済証又はそれに代わるもの(建築計画概要書等)
診断者	<input type="checkbox"/> 耐震診断報告書の写し *1*2
	<input type="checkbox"/> 現地調査の写真 *2
	<input type="checkbox"/> 平面図 *2
	【診断者が千葉市耐震診断士以外の場合】 *1
	<input type="checkbox"/> 建築士免許証の写し
施工者	<input type="checkbox"/> 工事費の見積書又はその写し
	<input type="checkbox"/> 建築業許可証又は解体工事業者の登録通知書の写し
法務局	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(建物) *2
区役所等	<input type="checkbox"/> 滞納無証明書(千葉市に居住している所有者全員のもの) *3
—	【手続きの代行を行う場合】
	<input type="checkbox"/> 手続代行届 (HPに参考書式あり)
	【補助対象住宅の所有が共有の場合】
	<input type="checkbox"/> 同意書(申請者以外の共有者全員のもの) (HPに参考書式あり)

\*1 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」(別記様式14号)の提出により省略可能。

(この場合、職員が現地調査を行うことがあります。)

\*2 同一年度に耐震診断の補助を受けていた場合、提出は省略できます。

\*3 個人情報確認同意書(別記様式第1号)の提出により省略できます。

**注意** 交付申請書、実績報告書等に使用する印鑑は、すべて同じものをご使用ください。

## 6 診断士向け 交付申請時の提出書類について

### ■ 診断士が作成する交付申請時の提出書類について

#### ○ 現地調査の写真について

- ・ 全景、基礎、外壁、各部屋、床下、天井裏等を撮影すること
- ・ 確認した筋交等については、リボンテープ等を沿えて寸法が確認できるように撮影すること
- ・ 既存図面と整合が取れない又は既存図面が無い場合は、全数実施調査を行うこと
- ・ その他、鉄筋センサー、シュミットハンマー等、診断に必要なデータを収集した際の写真を撮影すること
- ・ 撮影した写真に付番し、調査した箇所を既存平面図に落とし込むこと

#### ○ 耐震診断報告書について

- ・ 木造住宅において、診断ソフトを使用する場合は、(財)日本建築防災協会の認定を受けたものであること
- ・ 耐震診断士の氏名があること

#### ○ 平面図について

- ・ 建物の規模、間取り等がわかるもの
- ・ 設計者の氏名があること

## 7 耐震診断調査票について

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票(抜粋)

一見して倒壊の危険があると判断できるもの(1つ以上ある場合は倒壊の危険ありと判断)

建物全体	全体又は一部に崩壊がある
	全体又は一部に傾斜や変形がある
地盤・基礎	地盤沈下が生じている
	基礎がコンクリート以外(玉石、石積み、ブロック等)である
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる
老朽・不朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる

上記の内容に当てはまらない場合でも、壁の割合が0.8未満である場合には、倒壊の危険性があると判断します。事前にご相談ください。

## 8 実績報告時の提出書類

提出期限: 1月末日

入手先	書類の名称
市	<input type="checkbox"/> 千葉市住宅除却費補助事業実績報告書(様式第55号)
	<input type="checkbox"/> 千葉市住宅除却費補助金交付請求書(様式第57号) *
	【代理受領制度利用の場合】
	<input type="checkbox"/> 千葉市住宅除却費補助金交付請求書(様式第57号の2) *
	<input type="checkbox"/> 代理請求及び代理受領委任状(別記様式第10号)
改修者	<input type="checkbox"/> 工事写真(改修前後の写真・工事中的写真)
申請者	<input type="checkbox"/> 工事の契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 工事の領収書の写し
	<input type="checkbox"/> 振込依頼書(申請者と同じ名義の銀行口座に限る)(HPIに参考書式あり)

\* 代理受領の場合は「様式第57号」に変えて「様式第57号の2」を提出する。

# 利用者支援制度のご案内

## 1 手続代行届

「申請書の提出」や「提出書類の修正対応」などについて代行者が実施する届出です。

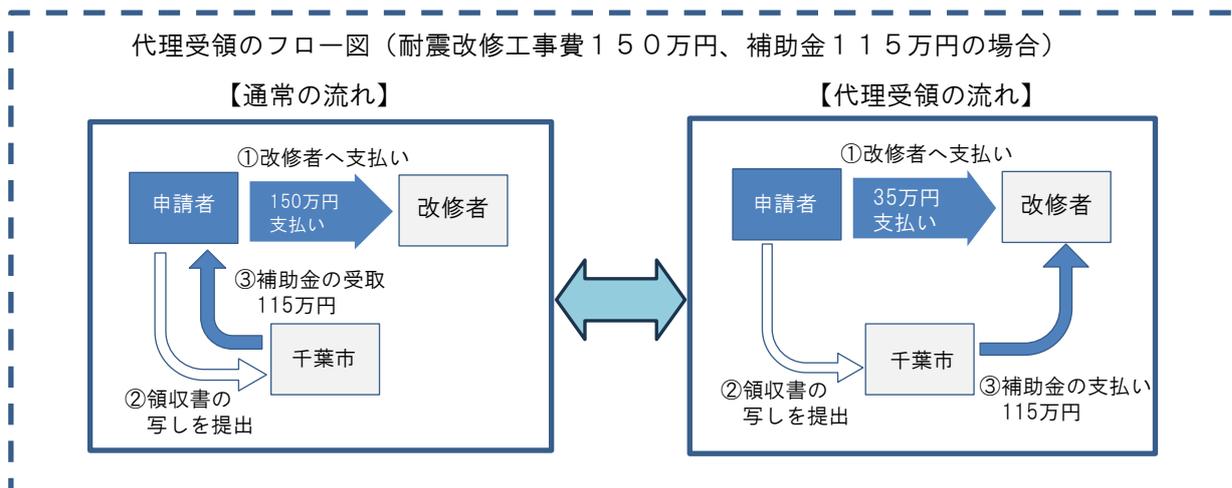
補助金申請者 : 所有者  
手続の代行者 : 診断者、改修者(工事請負業者)等  
手続代行届出 : 手続代行届【HPIに参考書式あり】

## 2 代理受領制度（耐震改修・住宅除却）

市は「補助金を直接事業者へ支払い」、申請者は「差額のみ改修者へ支払う」制度です。

申請者が改修者に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。

通常、申請者へお支払する補助金を直接千葉市から改修者へお支払することで、申請者は工事費から補助金を差し引いた差額の支払いを行うことにより、初期費用の負担を軽減することができます。



## 3 ご相談

- 耐震関連補助制度に関する相談  
千葉市建築指導課 中央区千葉港1-1 TEL:043-245-5836
- 建築計画概要書の入手  
千葉市建築相談課 中央区千葉港1-1 TEL:043-245-5839
- 登記事項証明書の入手  
千葉地方法務局 中央区中央港1-11-3 TEL:043-302-1312
- 瓦屋根の改修に関する相談  
千葉県瓦工事業組合 香取市山之辺1471-2 TEL:0120-335-207



## ■ 千葉市の補助実績について

### (1)補助事業の利用実績件数

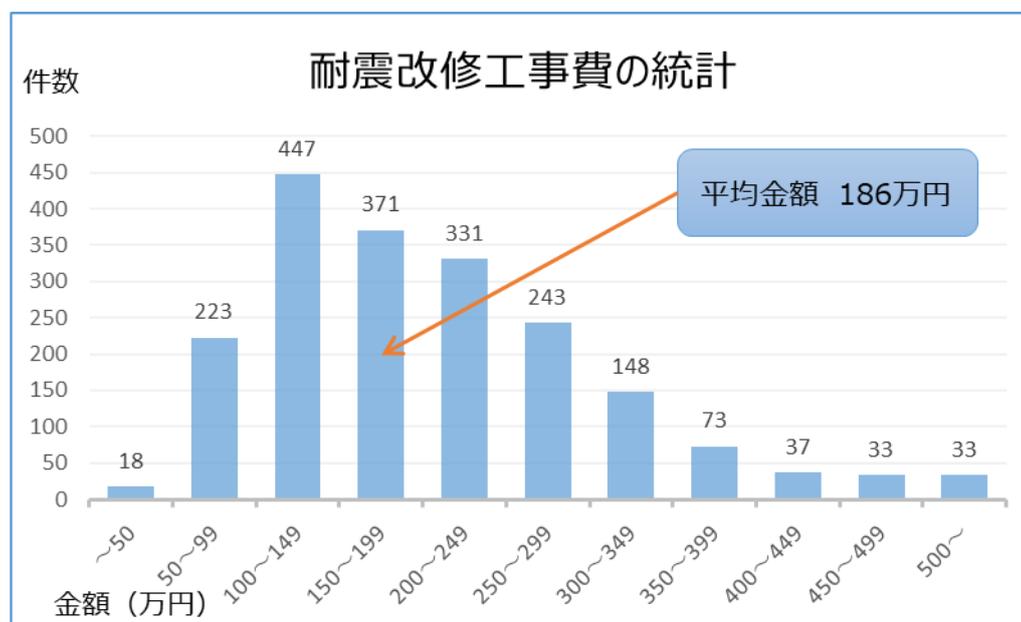
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	平均
木造住宅	耐震診断	20	14	8	9	0	2	3	3	6	11	7.6
	耐震改修	20	26	18	40	35	22	24	17	19	30	25.1
	除却工事	—	—	—	—	—	—	1	0	2	0	0.8
瓦屋根	耐風診断	—	—	—	—	—	—	—	6	2	0	2.7
	耐風改修	—	—	—	—	—	—	—	23	26	28	25.7

### (2)費用の平均額(税込み)【令和6年度実績】\*住宅除却と耐風診断は令和5年度実績

		平均額	最小額	最大額
木造住宅	耐震診断	17万円	11万円	33万円
	耐震改修	176万円	23万円	875万円
	住宅除却	119万円	114万円	123万円
瓦屋根	耐風診断	4万円	3万円	4万円
	耐風改修	316万円	155万円	490万円

※上表は、あくまで平均値です。業者や工事の内容などによって金額が異なりますので、複数見積もりを取って比較・検討してください。

【参考】一般財団法人日本建築防災協会ホームページより



# 無料建築相談会

令和7年度

開催地：千葉市生涯学習センター

後援：千葉市

千葉市内にお住まいの方対象

- ・建築物全般のご相談
- ・新築住宅・新築マンションについて
- ・住宅の耐震に係ること
- ・既存住宅状況調査や空き家について
- ・コンクリートブロック塀に係ること
- ・家づくりセカンドオピニオン



< 午前10時～午後3時 >

開催日時

令和7年 4月 13日 (日) エントランス	令和7年 5月 11日 (日) エントランス
令和7年 6月 15日 (日) エントランス	令和7年 7月 6日 (日) アトリウム
令和7年 8月 10日 (日) エントランス	令和7年 9月 7日 (日) エントランス
令和7年 10月 12日 (日) アトリウム	令和7年 11月 9日 (日) エントランス
令和7年 12月 14日 (日) エントランス	令和8年 1月 18日 (日) エントランス
令和8年 2月 22日 (日) エントランス	令和8年 3月 8日 (日) エントランス

開催場所

千葉市生涯学習センター

1階エントランスホール

千葉市中央区弁天3丁目7番7号

千葉駅「千葉公園口」より徒歩8分



アクセスマップ QRコード

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 千葉支部

〒260-0854 千葉市中央区長洲2-8-5

TEL/FAX 043-227-4001 <http://www.chiba-jk.jp/>

ご来場での相談となります。(電話のみでの対応はございません)



# 千葉市

お問い合わせ先・申請先

## 千葉市建築指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎低層棟4階  
TEL : 043-245-5836 mail : shido.URC@city.chiba.lg.jp

千葉市 耐震診断 耐震改修

検索